

## 第2章 道路交通の安全についての対策

### 1 今後の対策を考える視点

福井県の交通事故死者数は減少傾向にあるものの、直近10年間の人口10万人当たりの死者数を見ると、全国の約2倍の水準で推移しているほか、全死者に占める高齢者の割合が増加傾向となっており、令和2年は、交通事故死者全体の約8割を高齢者が占めるなど、高齢者への交通安全対策を早急に推進していく必要がある。

一方、小浜市の交通事故死者数は、平成30年9月から3年間、交通死亡事故0を達成するなど、近年の交通事故の抑制については、一定の成果を挙げている。

しかし、人口10万人当たりの過去10年の平均死者数では、全国平均より約1人多く、この数字だけを見れば、決して安全・安心な状態であるとは言えない。

また、過去10年の全死者に占める高齢者割合が、県ほどではないが50%を高齢者が占めており、今後、小浜市の人口の高齢化率が、県よりも高い水準で推移していくことを考慮すると、小浜市においても、県と同様に、高齢者が交通事故被害者や加害者にならない対策を重点的に強化していくことが求められる。

それらを踏まえ、全体の交通安全対策については、

#### (1) 交通安全思想の普及徹底

#### (2) 高齢運転者対策の充実

#### (3) 道路交通環境の整備

の3つの柱により実施することとする。

### 2 実施する施策

#### (1) 交通安全思想の普及徹底

交通安全教育は、自他の生命尊重という理念の下に、交通社会の一員としての責任を自覚し、交通安全のルールを守る意識と交通マナーの向上に努め、相手の立場を尊重し、他の人々や地域の安全に貢献できる良き社会人を育成する上で、重要な意義を有しており、人間の成長過程に合わせ、生涯にわたる学習を促進し、市民一人一人が交通安全の確保を自らの課題として捉えるような意識改革を促すことが重要である。

##### ア 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

###### (ア) 幼児に対する交通安全教育の推進

幼児に対する交通安全教育は、基本的な交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する態度を習得させるとともに、日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的な技能および知識を習得させることを目標とする。

## (イ) 小学生に対する交通安全教育の推進

小学生に対する交通安全教育は、歩行者および自転車の利用者として必要な技能と知識を習得させるとともに、安全に道路を通行するために、道路交通における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識および能力を高めることを目標とする。

## (ウ) 中学生に対する交通安全教育の推進

中学生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、自転車で安全に道路を通行するために、必要な技能と知識を十分に習得させるとともに、道路を通行する場合は、思いやりをもって、自己の安全ばかりでなく、他の人々の安全にも配慮できるようにすることを目標とする。

## (エ) 高校生に対する交通安全教育の推進

高校生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、二輪車の運転者および自転車の利用者として安全に道路を通行するために、必要な技能と知識を十分に習得させるとともに、交通社会の一員として交通ルールを遵守し自他の生命を尊重するなど責任を持って行動することができるような健全な社会人を育成することを目標とする。

## (オ) 高齢者に対する交通安全教育の推進

高齢者に対する交通安全教育は、運転免許の有無等により、交通行動や危険認識、交通ルール等の知識に差があることに留意しながら、加齢に伴う身体機能の変化が歩行者または運転者としての交通行動に及ぼす影響や、運転者側から見た歩行者や自転車の危険行動を理解させるとともに、自ら納得して安全な交通行動を実践することができるよう必要な実践的スキルおよび交通ルール等の知識を習得させることを目標とする。

## 【具体的施策】

- ・ 幼児、児童、学生に対し、交通安全指導員による体験型交通安全教室の受講を推進し、基本的な交通ルールを学び、実践する力を養う。
- ・ 高齢者に対しては、出前講座や老人会等、各種行事における交通安全講習において、交通事故の加害者及び被害者にならないための対策を教示し、交通安全意識の向上を図る。
- ・ 「高齢者交通安全師範学校」を開校し、参加した高齢者の交通安全意識の向上を図るとともに、修了後、シルバー交通安全推進員となった者には、地域における交通安全教育のリーダーとして活動してもらい、地域の高齢者の交通安全意識向上を図る。

## イ 交通安全に関する普及啓発活動の推進

## (ア) 交通安全運動の推進

交通安全運動の実施に当たっては、事前に実施計画等について広く住民に周知することで市民参加型の交通安全運動の充実・発展を図るとともに、関係機

関・団体が連携し、運動終了後も継続的・自主的な活動が展開されるような実施に努める。

(イ) 横断歩行者の安全確保

運転者に対し横断歩道手前での減速義務や横断歩道における歩行者優先義務を再認識させるような街頭指導活動等を推進し、歩行者に対しては、横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うといった交通ルールの周知を図り、さらに、運転者に対して横断する意思を明確に伝える等、歩行者が自らの安全を守るための交通行動を促すための交通安全教育等を推進する。

(ウ) 自転車の安全利用の推進

自転車が道路を通行する場合は、車両としてのルールを遵守するとともに交通マナーを実践しなければならないことを理解させ、損害賠償責任保険等への加入、灯火点灯の徹底、反射材用品等の取付けの促進、幼児二人同乗用自転車の普及促進、全年齢層の自転車利用者に対するヘルメットの着用を促進する。

(エ) 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底

シートベルトの着用効果および正しい着用方法について理解を求め、後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底を図る。

(オ) チャイルドシートの正しい使用の徹底

チャイルドシートの使用効果および正しい使用方法について、理解を深めるための広報啓発・指導を推進し、正しい使用の徹底を図る。

(カ) 反射材用品等の普及促進

夕暮れ時から夜間における歩行者および自転車利用者の事故防止に効果が期待できる反射材用品等の普及を図るため、「反射材の日」などに、反射材用品等の視認効果、使用方法等について理解を深めるための参加・体験・実践型の街頭啓発活動の実施および反射材用品の配布等により着用促進を図る。

(キ) 飲酒運転根絶に向けた交通安全教育および広報啓発活動等の推進

飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態を周知するための広報啓発活動等を交通ボランティア等と連携して取組み、「飲酒運転を絶対にしない、させない」という市民の規範意識の確立を図る。

(ク) 効果的な広報の実施

交通安全に関する広報については、あらゆる媒体を活用し、交通事故等の実態を踏まえる等、実効の挙がる広報活動を行う。

(ケ) 交通死亡事故多発時における対策

一定期間に交通死亡事故が多発した場合に発令される交通死亡事故多発警報が発令された際は、関係機関と相互に協力して、広報活動、交差点等における街頭活動等、交通死亡事故抑止のための対策を推進する。

### 【具体的施策】

- ・年4回、早朝街頭指導や事故0キャラバン活動などの交通安全県民運動を小浜市交通指導員会等と連携し実施する。
- ・毎月、「交通事故0（ゼロ）を目指す統一行動日」において、主要道路での交通安全啓発活動等を若狭交通安全協会等と連携し実施する。
- ・9月の「高齢者交通安全推進月間」において交通安全啓発活動等を実施する。

## （2）高齢運転者対策の充実

今後も増加することが予想される高齢運転者に対する教育や支援の充実を図ることで、事故の発生を抑制していく。

### ア 高齢者に対する安全運転教育の充実

各地区の集会や様々な啓発活動等の機会を通じて、高齢運転者に対し、安全運転教育等を行う。

### イ 高齢者支援施策の推進

自動車等の運転に不安を感じる高齢者等が運転免許証を返納しやすい環境の整備を図り、運転免許自主返納支援事業を推進する。

自主返納に踏み切れない高齢運転者に対しては、安全運転サポート車の購入や、時間帯や場所等を限定して安全運転を続ける限定運転への参加を呼びかける。

### ウ 高齢者の移動手段の確保・充実

高齢者の移動手段の確保に向け、公共交通サービスの改善を図るとともに、持続可能な移動手段の確保・充実を図る取組みを推進する。

### エ 高齢運転者標識（高齢者マーク）の活用

高齢運転者の安全意識を高めるため、高齢者マークの積極的な使用の促進を図る。

### 【具体的施策】

- ・65歳以上の高齢者を対象とした運転免許自主返納支援事業について、更なる制度の充実や移動手段の確保等、返納しやすい環境整備を図る。

## （3）道路交通環境の整備

歩行者視点からの道路整備や交通安全対策は未だ十分とは言えず、また、生活道路への通過車両の流入等の問題も依然として深刻であるため、地域の協力を得ながら、生活道路、通学路等における歩道の整備を積極的に行うなど、歩行者の視点に立った交通安全対策を推進していく必要がある。

特に、生活道路や通学路における、歩道の整備や通過車両の速度抑制対策は、子どもや高齢者等の交通弱者を守るために、必要な整備が求められる。

**ア 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備**

生活道路については、歩行者や自転車の通行を優先するゾーン対策やエリア進入部におけるハンプ等による通過車両の速度抑制対策を実施する。通学路や子どもが日常的に集団で移動する経路については、「通学路交通安全プログラム」等に基づく、定期的な合同点検の実施結果等を基に、関係機関と連携してハード・ソフト両面から必要な対策を推進する。

**イ 幹線道路における交通安全対策の推進**

特に事故の発生割合の大きい幹線道路の区間や、潜在的な危険区間等について、関係機関と連携して事故抑止対策を実施し、重大事故が発生した際は、速やかに事故要因を調査し、同様の事故の再発防止を図る。

**ウ 災害に備えた道路交通環境の整備**

道路斜面等の防災対策や回避・代替道路の整備等、災害に備えた道路交通の整備を推進する。

**【具体的施策】**

- ・各地区からの要望や「通学路交通安全プログラム」等に基づく定期的な合同点検を通じて得られた情報を基に、関係機関と連携して迅速かつ的確な道路交通環境の整備を推進する。